

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案及び電波法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集  
の結果と意見に対する総務省の考え方  
(令和5年9月6日～同年10月6日意見募集)

提出件数 4件（法人 0件、個人 4件）  
(順不同)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	受付締切日時の「2023年10月6日0時0分」は「2023年10月7日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領に意見提出期間は6日まで旨の記載があるから。	頂いた御意見を踏まえて、速やかに修正いたしました。	無
2	個人	手数料の値下げについては反対しませんが、「用紙に出力したものの交付」は従来の対応方法と同様にもかかわらず値下げとなっている理由を明らかにされたいです。	実費を勘案して手数料を算出した結果、原案のとおりとしております。	無
3	個人	該当箇所：電波法施行規則の一部を改正する省令中電波法施行規則別表第2号の2の4及び別表第2号の2の5の改正規定 意見：「電磁的方法による提供の（四角）にレ印を付ける場合は、電子メールアドレスを括弧内に記載すること」とされているが、電子メールによる連絡を希望する者のみ記載することとすべきである。 該当箇所：電波法施行規則の一部を改正する省令附則 意見：速やかにデジタル化を進める観点から、公布日に施行することとすべきである。 該当箇所：電波法関係手数料令の一部を改正する政令 意見：手数料の額の算定方法を明らかにすべきである。特に、電磁的方法による場合の手数料について、1件1,150円もの実費が必要とは思えない。	前段の御意見については、基本的に電子メールを用いた情報提供を想定していることから、原案のとおりとしております。 中段の御意見については、周知期間等を踏まえて施行日を定めております。 後段の御意見については、実費を勘案して手数料を算出した結果、原案のとおりとしております。	無
4	個人	電波法施行規則11条の2の5の2→電子メールアドレスには読み間違いやすい字が多々あるため、電子メールアドレス欄にフリガナ欄があると良いと考えます。 読み間違いやすい字の例：0(数字のゼロ)とO(オー)、1(数字のイチ)とl(エル小文字)、2(数字のニ)とZ(ゼット大文字)とz(ゼット小文字)、6(数字の六)とb(ビー小文字)、9(数字の九)とg(ジー小文字)とq(キュー(Q)小文字)、m(エム)とrn(アール・エヌ)、13(数字の十三)とB(ビー大文字)、-(ハイフン)と_(アンダーバー)など。 また、古いメールアドレスの中にはRFC違反アドレス(規格外)のものがあります。使用できないメールアドレスがある場合、その内容を明示いただければ幸いです。	頂いた御意見については、今後の参考といたします。	無